



## 《会計・税務の知識》 相続・事業承継に関する税制改正

平成21年度税制改正の大きな目玉であった相続税の抜本的改正である「相続税の課税方式の遺産取得課税方式への変更」は見送られることとなりました。

しかし、「非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度」は予定通り創設され、さらに生前贈与による事業承継を促進する観点から新たに「非上場株式等に係る贈与税の納税猶予制度」が創設されます。

今回は、相続・事業承継税制の主要な改正点について取り上げます。

### 1. 非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度

#### 制度概要

経営承継相続人が、相続等により中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下「経営承継円滑化法」という。）に基づき経済産業大臣の認定を受けた非上場会社の議決権株式等を取得した場合には、その経営承継相続人が納付すべき相続税のうち、その議決権株式等（相続開始前から既に保有していた議決権株式等を含めて、その中小企業者の発行済議決権株式等の総数等の3分の2に達するまでの部分に限る。以下「特例適用株式等」という。）に係る課税価格の80%に対応する相続税額についてはその経営承継相続人の死亡等の日までその納税を猶予することとされます。

従来の非上場株式等の相続税課税価格10%減額特例とでは「課税価格の減額」と「納税の猶予」と仕組み自体大きく異なり、またその要件についても次表のような違いがあります。

主な要件	(従来) 10%減額措置	(改正後) 80%納税猶予
対象会社	発行済株式の時価総額(相続税評価額による総額)の合計額20億円未満の会社	経営承継円滑化法における経済産業大臣の認定を受けた非上場中小企業の株式(株式の時価総額要件の撤廃)
軽減対象上限	発行済株式総数の2/3又は評価額10億円までの部分のいずれか低い額	株式評価額の限度額は撤廃され、発行済議決権株式等の総数等の2/3以下

**猶予された相続税額が免除される場合の具体化**  
経営承継相続人が特例適用株式等を死亡の時まで

保有し続けた場合は、猶予税額の納付が免除されません。このほか、経済産業大臣の認定の有効期間（5年間）経過後における猶予税額の納付が免除される場合として、次の通り具体化されました。

- (1) 会社が破産又は特別清算した場合
- (2) 同族関係者以外の者へ特例適用株式等を一括して譲渡した場合に、当該株式の時価が猶予税額を下回る場合（その差額分の猶予税額）
- (3) 次の後継者に特例適用株式等を贈与し、当該株式について贈与税の納税猶予制度の適用を受ける場合

#### 小規模宅地等の特例との併用

現行の「取引相場のない株式の相続税課税価格10%減額特例」と「小規模宅地等の特例」とは部分併用が可能でしたが、今回の改正では併用の範囲を拡大し、「取引相場のない株式等の相続税の納税猶予制度」と「小規模宅地等の特例」との完全併用とが認められ、各制度の上限までの適用が可能となりました。

### 2. 非上場株式等に係る贈与税の納税猶予制度

#### 制度概要

後継者が、経営承継円滑化法に基づく経済産業大臣の認定を受けた非上場会社を営んでいた親族から、贈与によりその保有株式等の全部(贈与前から既に後継者が保有していたものを含めて、発行済議決権株式等の総数等の3分の2に達するまでの部分)を上限とする。以下「猶予対象株式等」という。)を取得した場合には、猶予対象株式等の贈与に係る贈与税の全額の納税を猶予することとされます。

#### 贈与者の死亡時の取扱い

贈与者の死亡時には、猶予対象株式等を相続により取得したものとみなし、贈与時の時価により他の相続財産と合算して相続税額を計算します。その際、経済産業大臣の確認を受けた場合には、相続税の納税猶予が適用されます。

事業承継税制は複雑であり、また要件の充足の検討を慎重に行う必要があります。事業承継を検討されている場合には是非ご相談ください。